

議第385号

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更

(東中延一丁目11番地区)

(品川区決定)

東京都市計画特定防災街区整備地区の変更（品川区決定）

都市計画特定防災街区整備地区を次のように変更する。

種 類	位置	面積	建築物の敷地面積の最低限度	壁面の位置の制限	建築物の防災都市計画施設に面する部分の長さの敷地の防災都市計画施設に接する部分の長さに対する割合の最低限度	建築物の高さの最低限度	備 考
特定防災街区整備地区 (荏原町駅前地区)	品川区中延五丁目 地内	約 0.1ha	100 m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、道路の中心線又は境界から計画図に示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要な上屋、庇の部分、手すり、駐車場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	—	7 m (ただし、公益上必要な施設および防災施設建築物の附属建築物についてはこの限りではない)	荏原町駅前地区防災街区整備事業施行区域
特定防災街区整備地区 (中延二丁目 旧同潤会地区)	品川区中延二丁目 地内	約 0.7ha	100 m ²	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、道路の中心線又は境界から計画図に示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要な上屋、庇の部分、手すり、駐車場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	—	7 m (ただし、公益上必要な施設および防災施設建築物の附属建築物についてはこの限りではない)	中延二丁目旧同潤会地区防災街区整備事業施行区域

特定防災街区整備地区 (東中延一丁目 11番地区)	品川区東中延一丁目 地内	約0.2ha	100㎡	建築物の壁面又はこれに代わる柱の面は、道路の中心線又は境界から計画図に示す距離以上でなければならない。 ただし、次に該当する建築物等はこの限りではない。 1 歩行者の安全を確保する為に必要な上屋、庇の部分、手すり、駐車場の用に供する車路出入口 2 給排気施設の部分	—	7m (ただし、公益上必要な施設および防災施設建築物の附属建築物についてはこの限りではない)	東中延一丁目 11番地区防災街区整備事業施行区域
合計		約1ha					

「位置、区域及び壁面の位置の制限は計画図表示のとおり」

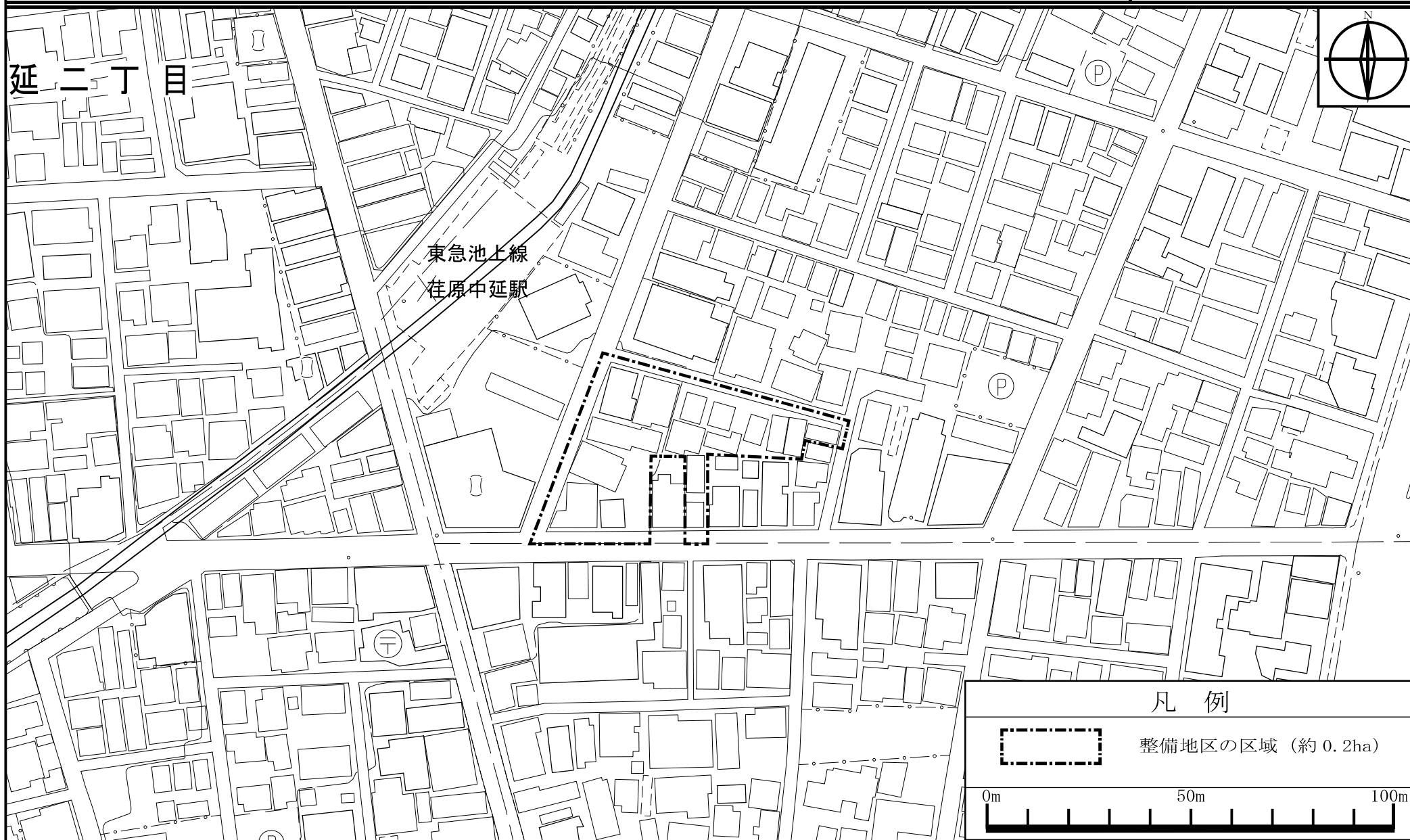
理 由 : 特定防災機能の確保並びに土地の合理的かつ健全な利用を図るため、特定防災街区整備地区を変更する。

東京都市計画特定防災街区整備地区
(東中延一丁目11番地区)

位置図

[品川区決定]

縮尺：1:1,250



この地図は、東京都知事の承認を受けて、東京都縮尺2,500分の1地形図を利用して作成したものである。(承認番号)2都市基交著第133号、令和2号10月20日。

